

# ベトナム人財採用時の注意点

2025年2月20日

株式会社ヒューマンサポートジャパン

代表取締役 岡本 進太郎

# 本日本お伝えしたいこと

1. 弊社の紹介
2. ビザに関して
3. 外国人住民人口
4. 人財定着について必要な考え方
5. なぜベトナム人財か
6. 採用活動イベント及び生活支援（例）
7. 失敗事例

# 1. 弊社の紹介

社名	株式会社ヒューマンサポートジャパン
設立	2017年7月24日
事業内容	有料職業紹介（許可番号32-ユ-300043） 登録支援機関（19登-001518） 労働者派遣（派32-300092）
資本金	20,150,000円
代表者	代表取締役 岡本 進太郎（旧名：ファム ヴァン トイ）
所在	【本社】 島根県江津市都野津町1904番地 1 【松江オフィス】 島根県松江市寺町204-4 2F 【広島オフィス】 広島県安芸郡府中町本町 1-2-40
H/P	<a href="https://hs-japan.co.jp">https://hs-japan.co.jp</a>
TEL/FAX	0855-52-7521

# 1. ビザに関して (1)

## 在留資格一覧①



出入国在  
Immigration Ser

在留資格	該当例	在留期間
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	作曲家、画家、著述家等	
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン	
高度専門職	就労資格の決定の対象となる範囲の外国人で、学歴・職歴・年収等の項目ごとにポイントを付け、その合計が一定点数(70点)以上に達した者  (例)外国の大学で修士号(経営管理に関する専門職学位(MBA))を取得(25点)し、IT関連で7年の職歴(15点)がある30歳(10点)の者が、年収600万円(20点)で、経営支援ソフトの開発業務に従事する場合	
経営・管理	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師、看護師	
研究	政府関係機関や私企業等の研究者	
教育	中学校・高等学校等の語学教師等	
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者	3年、1年、6月、3月又は15日
介護	介護福祉士	
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	
特定技能	特定産業分野の各業務従事者(1号、2号)	
技能実習	技能実習生 (1号イ(企業単独型)、1号ロ(団体監理型)、2号イ(企業単独型)、2号ロ(団体監理型)、3号イ(企業単独型)、3号ロ(団体監理型)の6種類)	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1号は1年を超えない範囲、2・3号は2年を超えない範囲)

# 1. ビザに関して (2)

## 在留資格一覧②



出入国  
Immigration Se

在留資格	該当例	在留期間
文化活動	日本文化の研究者等	3年, 1年, 6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光, 保養, スポーツ, 親族の訪問, 見学, 講習又は会合への参加, 業務連絡その他これらに類似する活動	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	大学, 短期大学, 高等専門学校, 高等学校, 中学校及び小学校等の学生	4年3月, 4年, 3年3月, 3年, 2年3月, 2年, 1年3月, 1年, 6月又は3月
研修	研修生	1年, 6月又は3月
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年, 4年3月, 4年, 3年3月, 3年, 2年3月, 2年, 1年3月, 1年, 6月又は3月
特定活動	(法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動) 外交官等の家事使用人, ワーキング・ホリデー, 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者, 本邦大学卒業者(高い日本語能力を有する者)等	5年, 3年, 2年, 1年, 6月, 3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子	5年, 3年, 1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	
定住者	第三国定住難民, 日系3世, 中国残留邦人等	5年, 3年, 1年, 6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)
合計		

# 1. ビザに関して (3)

## 制度概要 特定技能の在留資格について

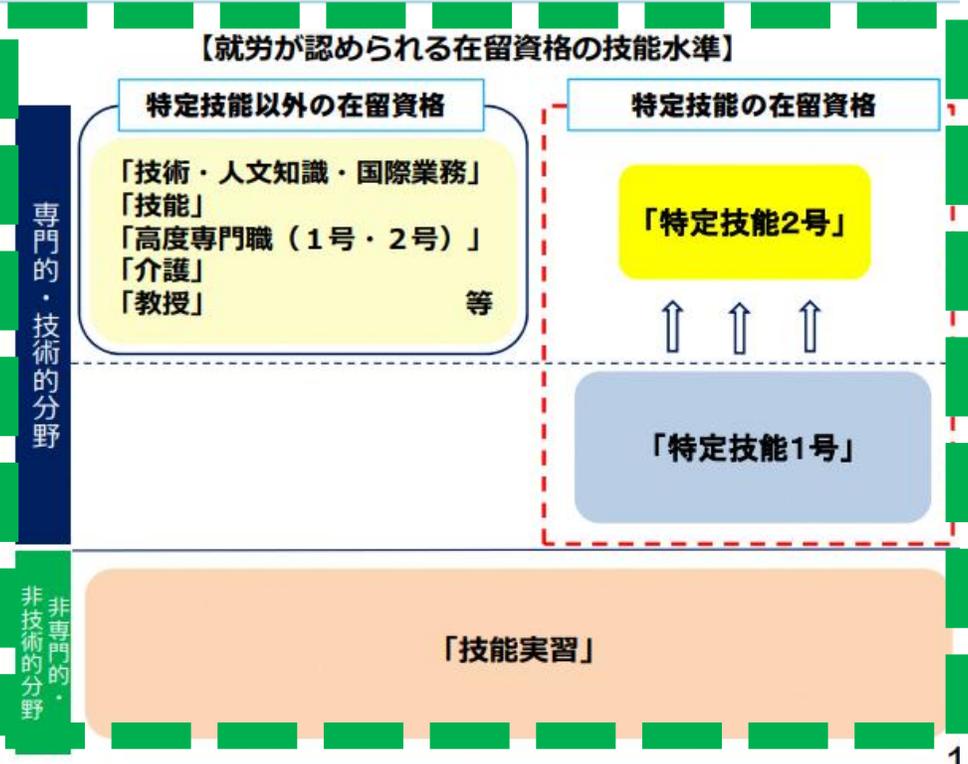
- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
  - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
 在留者数：251, 594人（令和6年6月末現在、速報値）
  - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
 在留者数：153人（令和6年6月末現在、速報値）
- （特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野） 農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業  
 （赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）  
 （「自動車運送業」は分野所管省庁の定める告示が施行等されてから受入れ開始となる予定。）

**特定技能1号のポイント**

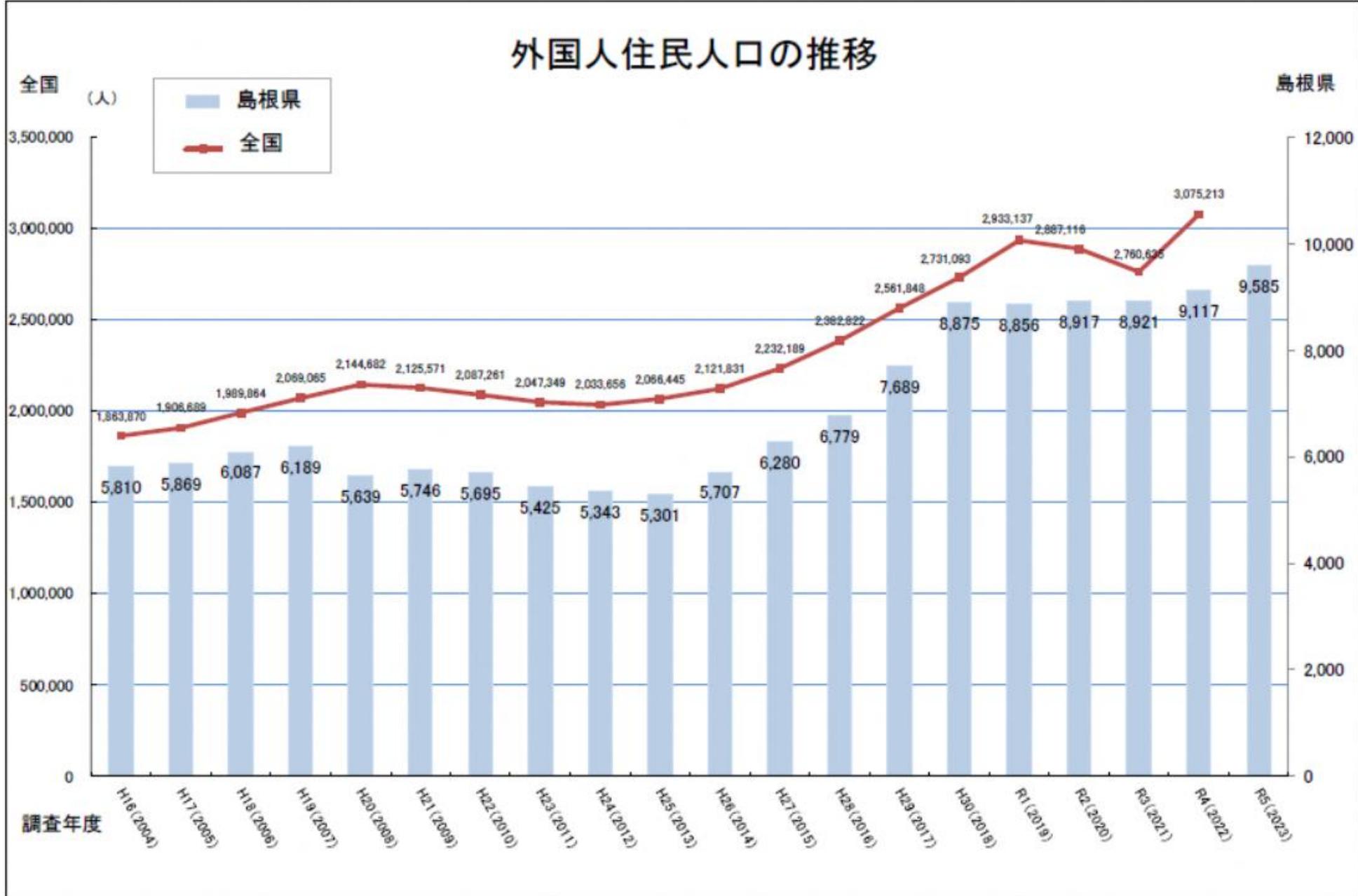
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

**特定技能2号のポイント**

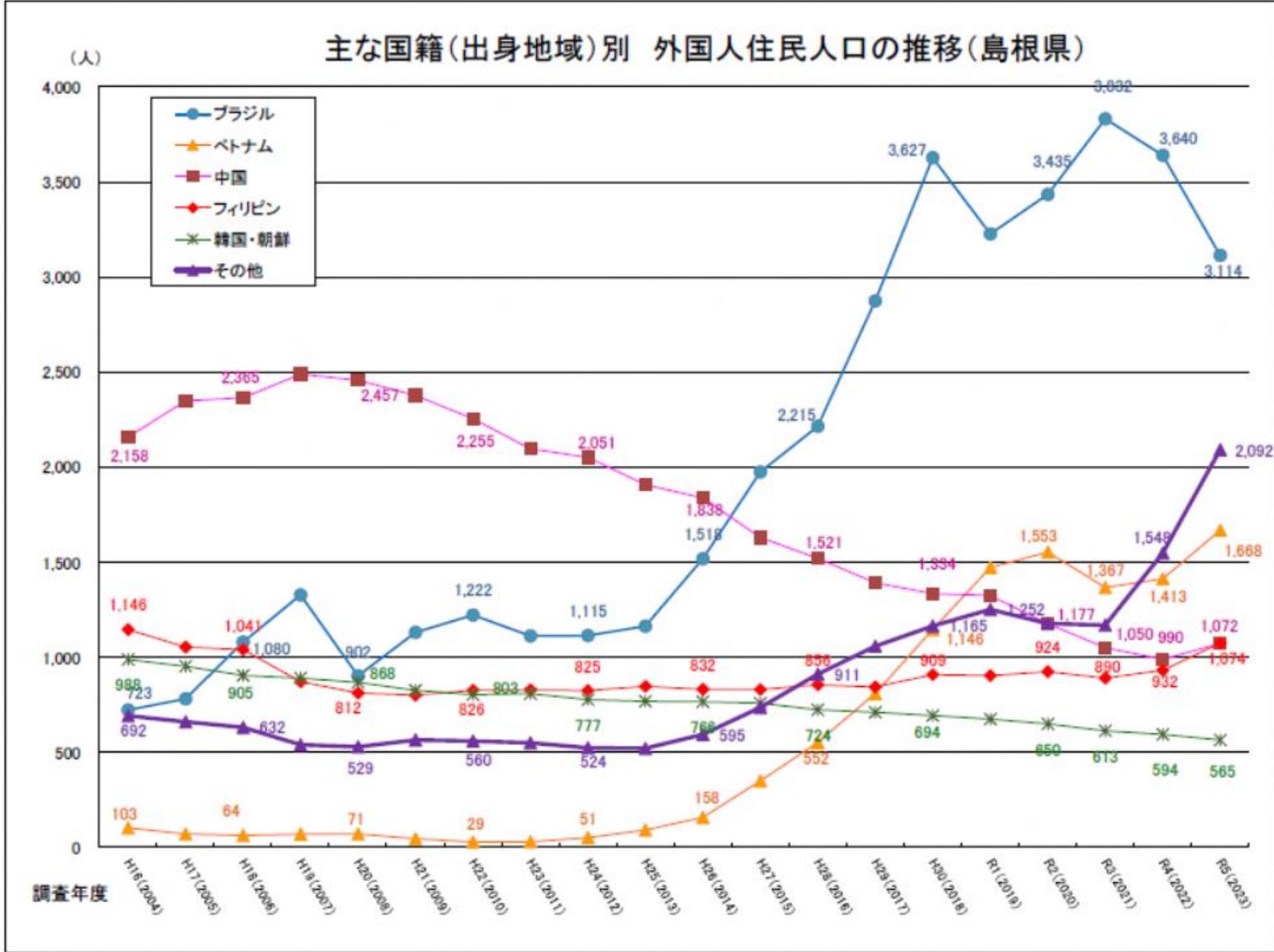
在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外



# 3. 外国人住民人口 (1)



# 3. 外国人住民人口 (2)



# 4. 人財定着について必要な考え方

働きたい仕事



欲しい人財像の明確化



人財選考

働きたい会社

・人間関係



事前社内教育



外国人の理解度を高める

・自分の進路



目標明確



成果を承認する

住みたい地域



各支援団体との提携

収入



目標達成時の明確な待遇改善

## 4. 1 受け入れ準備

- ・ 採用目標の明確化（育成計画作成）
- ・ どのような人財を採用したいかを明確化
- ・ 外国人採用時の制度を検討
- ・ 事前社内教育
  - ・ ベトナムへの理解
  - ・ ベトナム人財採用について要注意点
  - ・ 簡単なベトナム語コース

## 4. 2 面接時

- ・ 会社の業務内容、制度、採用目標をしっかりと説明
- ・ 志望動機の確認（母国語で書いてもらう）
  - ・ 応募理由
  - ・ 入社後の日本語勉強の方法
  - ・ 日本人とのコミュニケーション方法
  - ・ トラブル解決についての考え方

## 4. 3 入社時

- ・ 社内制度を再度説明する
- ・ 研修期間の目標を説明する
- ・ 歓迎会を行う

## 4. 4 アフターフォロー

- ・ 定期的な面談を行う（育成計画の進み具合の確認を含む）
- ・ 地域活動の参加フォロー
- ・ コミュニティ活動の参加フォロー
- ・ 日本語力向上のための日本語教育システムを提供
- ・ 社内旅行・懇親会等を設ける

## 5. なぜベトナム人財か

### ●在日ベトナム人が増える理由

- ・ベトナムは給料の水準が低い

新卒の月給相場は3～5万円相当となっており、日本の4分の1程度です。

- ・日本とベトナムの関係が良好

30年以上にわたって、両国の良い関係を維持してきたので、渡航先として日本を選ぶベトナム人が多くなっています。

- ・文化が近い、先端を技術学びたい等

### ●私はベトナム出身で、16年間日本での経験があり、ベトナム語と日本語の両方を使います。

### ●弊社は人財紹介だけではなく、紹介した後も仕事から生活まで包括的にサポートするベトナム人財紹介に特化しています。

# 6. 採用活動イベント及び生活支援（例）



空港までお迎え



経営者・職員意見交換



生活マナー教育



交流会（サッカー大会；アジアフェスターなど）

## 7. 失敗事例

- ・ 仕事内容関係

募集時の仕事内容が実際と異なる、或いは在留資格と異なる。

- ・ 人間関係

事前教育不足で、日本人職員の言葉遣いが厳しい

例) 仕事が全然出来ない

ベトナム語使ったダメ ⇒ ベトナム語を使える場面を伝えた方が良いのに

- ・ 制度がころころ変わる

- ・ 指導員がころころ変わる

## 弊社の経営理念

『人をつなぐ、心をつなぐ、未来へつなぐ』

(良い人財を良い企業に紹介します！)

**人財不足の問題  
お困りではないですか？**

お気軽にご相談ください

人財採用をお任せください！

ご清聴ありがとうございました